

## 串間市EV等導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止及び低炭素社会の実現に寄与することを目的とし、電気自動車等を購入した者に対し、予算の範囲内において串間市EV等導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査済自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (3) プラグインハイブリッド自動車 外部電源からの充電が可能なハイブリッド自動車で、検査済自動車をいう。
- (4) 燃料電池自動車 水素を燃料とし、搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とする検査済自動車をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら使用する目的で補助金の対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）を購入した者であって、補助金の交付を受けようとする年度中に、当該自動車を車検登録する個人であること。
- (2) 車検登録をする時点において、1年以上市内に住所を有し、かつ、当該自動車の自動車検査証に当該個人が使用者として記載されていること。
- (3) 補助対象自動車を購入から5年間使用する意思があること。
- (4) 市税及び市に納付すべき使用料等（延滞金を含む。以下「市税等」という。）の滞納がないこと。
- (5) 過去に補助金を一度も受けたことのないもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないと認められること。

(補助対象自動車)

第4条 補助対象自動車は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車であって、国の補助対象となっているものとし、事業の用に供しないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、車両本体価格(消費税及び地方消費税を除く。)とする。ただし、車両本体価格の値引き及び国の補助金等がある場合は、当該値引き及び国の補助金等を差し引いた後の額とし、補助対象自動車1台あたり30万円を上限とする。

(申請書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度の4月1日から翌年1月31日までに、串間市EV等導入促進事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象自動車の購入に係る申請者名義の見積書
- (2) 補助対象自動車の車両本体価格(見積額)が明記されている書類の写し
- (3) 納税(完納)証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金等交付決定通知書(別記様式第2号)を申請者に対し通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 申請者は、補助対象自動車の納品が完了したときは、納品完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに事業実績報告書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者と使用者が同一である自動車検査証の写し
- (2) 補助対象自動車の購入に係る申請者名義の領収書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 補助対象自動車の車両本体価格(購入額)が明記されている書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の確定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付確定通知書（別記様式第4号）により速やかに当該申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定による補助金の交付確定を受けた者（以下「補助金交付者」という。）は、速やかに串間市EV等導入促進事業補助金交付請求書（別記様式第5号）を提出し、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定または交付確定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年3月31日）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。